

小平市公共施設等の有効活用に関する方針

平成 19 年 9 月

---

小平市



## はじめに

---

小平市では、これまで地域の均衡をとりながら公共施設の建設を進めてきました。例えば、地域センターは小学校区ごとに1館ずつ建設するという目標で、既に18館設置されています。また、公民館については中央館を含めて全部で11館あり、児童館は現在2館設置されていますが、今後さらに1館建設する予定です。

小平市の公共施設の設置状況は、集会室を持つ施設を市内に平均的に配置した場合、家から400m歩けば、必ず集会室を持つ施設があるというものです。

しかし、施設の数が充実している一方で、部屋の貸し出しを行っている施設のうち、利用率の低いものもいくつかあるというのも現状です。また、施設数の多さとともに、施設の老朽化に伴う維持補修費も膨らみ、公共施設の維持管理コストは市の財政運営における重要な課題となってきています。

多額の税金を投入して建設し、管理運営されている施設は、市民共有の財産でもあり、その投資に対して十分な活用がなされる必要があります。今回策定した「小平市公共施設等に関する有効活用方針」は、このような状況を踏まえ、既存の公共施設をいかに活用していくかに関する方針を示したものです。

今後はこの方針を踏まえ、市が有する公共施設を地域の資源としてとらえ、市民ニーズの変化や新たなニーズに対応した最大限の活用を図ってまいります。

なお、この方針の策定にあたり、市は平成17年度に「小平市公共施設等市民会議」を設置してきました。会議で出された市民意見は、利用者側からの貴重な視点として、方針を推進する際にも生かしてまいります。

平成19年9月

小平市長 小林正則

## 目 次

I 基本的な考え方	1
1 方針策定における基本的な考え方	1
(1) “維持管理”から“施設経営”へ	1
(2) 設置目的に沿った利用促進	1
(3) 多目的利用への展開	1
(4) 公用財産の活用	1
2 有効活用を進める際の視点	2
(1) 実態把握を踏まえる	2
(2) 施設ごとの状況に合わせて柔軟に対応する	2
3 基本方針の構成	2
(1) 「利便性の向上」と「既存施設の有効活用」	2
(2) 方針に基づく具体的取組の提示	3
4 今後の課題	3
II 基本方針	4
1 利便性の向上	4
(1) 施設情報の提供	4
(2) 施設予約システムの拡充	4
(3) 申込手続の見直し	5
(4) 利用者意見を反映する仕組みづくり	5
2 既存施設の有効活用	6
(1) 利用実績等の把握	6
(2) 未利用部分の活用	6
(3) 開館日・開館時間の拡大	7
(4) 施設を活用した行政サービスの提供	7
(5) 目的外使用許可の柔軟化	7
(6) 公用財産の有効活用	8
(7) 学校施設の有効活用	8
(8) 駐車場の有効活用	8
(9) 隣接市との相互利用の推進	9
III 参考資料（方針策定までの経緯）	11
1 小平市公共施設等市民会議の設置（平成 17 年度）	11
(1) 市民会議の概要	11
(2) 会議内容	11
2 庁内検討会の設置（平成 18 年度）	11
(1) 検討会の構成	11
(2) 検討内容	12

## I 基本的な考え方

### 1 方針策定における基本的な考え方

#### (1) “維持管理”から“施設経営”へ

公共施設のうち、地域センター、公民館、福社会館、図書館など、地域住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する“公の施設”については、施設を良好な状態に保ち、利用希望者に対して公平に提供していくことを中心に行われてきました。しかし、施設の維持管理に多額の税金が投入されていることを考えた場合、1人でも多くの人に利用してもらうことが施設を“生かす”こととなります。そのため、利用の少ない施設については、その状態を放置することなく、原因を究明し、利用を増やすための改善策を積極的に展開することが必要です。

「最少の経費で最大の効果をあげる」という行政運営の原則<sup>1</sup>からも、公の施設に対する行政の責務は、単に施設の維持管理にとどまるのではなく、費用対効果の視点を持ちながら、施設を最大限活用するといった“施設経営”にあると考えます。

#### (2) 設置目的に沿った利用促進

公の施設には、それぞれの設置目的があり、その目的に沿って利用を促進させることが施設における最も重要な成果であり、施設を“生かす”ことにもなります。そのため、現状として利用が少ない施設だからといって、本来の設置目的を無視して、単に利用率を上げればよいというものではなく、また、ただちに転用を考えるとというものでもありません。

施設の有効活用を図るということは、まず本来の設置目的に沿った利用を促進し、それを通じて行政目的を達成させることを第一に考えるということです。

#### (3) 多目的利用への展開

設置目的に沿った利用促進を図ったうえで、さらなる有効活用を進めるためには、当初の設置目的に限定されない柔軟な活用も必要です。施設に余裕があるような場合や、設置目的に支障のない範囲においては、その他の目的に対しても施設を提供するなど、多様なニーズに対応できるようにしていくことも求められます。

新たな目的のために新しい施設を建設するのではなく、既存の施設を多目的に利用することで「最少の経費で最大の効果をあげる」ことにもつながります。

#### (4) 公用財産の活用

この方針が扱う公共施設には、公の施設のほか、市役所庁舎など、行政がその業務のために利用する“公用財産”も含めています。

公用財産は、一般的な貸し出しを目的とした財産ではなく、また、それを想定した構造に

<sup>1</sup>「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）

もなっていませんが、建設や維持管理の経費を市民が負担しているという点に関しては公の施設と同じであり、その意味では公用財産に関しても有効活用を図ることが求められます。

そこで、公用財産に関しては、本来の行政事務に支障が出ないという前提条件を踏まえたうえで、市民が便宜を共有できる資源の一つという認識に立ち、現在の公の施設で不足する機能や設備空間などを補完するものとして活用の対象とします。

## 2 有効活用を進める際の視点

### (1) 実態把握を踏まえる

より効果的で実現可能な取組を実施するためには、施設の利用実績、現状における課題点、ニーズの有無など、現状を把握することが必要です。

また、その際例えば、利用率が低い施設に関しては、市全体の類似施設が同じような状況にあるのか、あるいはその施設固有の状況なのかによって対応策も変わってくるのが考えられます。このように、現状を把握する際には、他の類似施設の実績と比較するなど、横断的、多角的にとらえていくことも重要です。

### (2) 施設ごとの状況に合わせて柔軟に対応する

同種の施設であっても、立地条件や施設の付帯設備の差などによって、利用率に差が見られます。また、費用や管理体制の面からも、全館一斉に取組むことが実施の条件を厳しくしてしまい、結果として実施できなくなるおそれもあります。

このような場合は、画一的なルールにこだわらず、効果が大きく、実現性の高い施設から実施するなど、個々の施設の状況に合わせた柔軟な対応も視野に入れます。

## 3 基本方針の構成

### (1) 「利便性の向上」と「既存施設の有効活用」

施設の有効活用に関しては、設置目的に沿った利用の促進を第一に考えながら、多目的利用への展開も進めていくという基本理念のもと、次章の有効活用基本方針においては、「利便性の向上」と「既存施設の有効活用」の2本の柱により、具体的な取組につなげていきます。

「利便性の向上」は、利用者志向のサービス提供をさらに推進し、施設を快適に利用できるようにすることにより、施設の価値を高めていくことを目指すものです。また、「既存施設の有効活用」は、利用者ニーズを的確に捉えたうえで、より弾力的な思考で施設の可能性を追求していくものです。

施設の有効活用ということでは、「既存施設の有効活用」で示された内容が中心となりますが、利用の促進を図るためには、その前提として施設の利便性を高める取組みも必要と考えたものです。



## II 基本方針

### 1 利便性の向上

#### 【基本方針】

利用者の利便性を高め、利用を促進するため、施設情報等の提供の一元化、利用手続きの見直し、利用者意見の反映を図ります。

#### (1) 施設情報の提供

##### 【方向性】

利用する人の立場に立ち、施設担当課の枠を越えた分かりやすい情報提供に努めます。  
また、公共的利用が可能な民間施設等の施設情報も提供できるようにします。

##### ■具体的取組

- ・市内公共施設を一覧できる「施設案内一覧」（民間借上施設を含む）を作成する。
- ・学校施設の利用に関するパンフレットの統一化を図る。
- ・各担当課が保有している貸出備品類の情報を一元化するとともに、貸出、返却における利便性を高めるための検討を行う。（生涯学習推進課、体育課、公民館）
- ・利用が制限される「営利目的」等の基準を整理し、分かりやすく示す。（各施設）

#### (2) 施設予約システムの拡充

##### 【方向性】

システムが導入されている施設においては、利用者からの意見を集めて利用方法等の改善を図るとともに、現在導入されていない施設についても適用の拡大に向けて検討を進めます。

##### ■具体的取組

- ・予約システム導入済の施設について、利用改善に向けた利用者アンケートを実施する。（体育施設、公民館、集会室）
- ・予約システム導入拡大については、ニーズ、費用対効果等を考慮しながら検討する。（ルネこだいら、地域センター、福社会館）
- ・予約システム導入済施設における使用料納入方法の改善を検討する。（体育施設、集会室）

### (3) 申込手続の見直し

#### 【方向性】

公の施設を会場とした事業を実施する場合などで、事業の広報や講師交渉の都合上、通常の申請受付期間では準備に支障が生じるときには、例外的に受付期間を早めるようにします。

また、予約システムが導入されていない施設のうち、電話予約を受けていない施設については、電話予約を可能にします。

#### ■具体的取組

- ・利用日の3个月前に申込みができない施設のうち、現行の規則中に受付期間の特例が認められている施設については、特例を適用し、例外申請ができる範囲を広げる。(小平元気村おがわ東、障害者福祉施設、体育施設、公民館、小平第六小学校)
- ・受付期間の特例が認められていない施設については、現行規則を改正したうえで、特例の適用を可能にする。(地域センター、集会室、高齢者館)
- ・予約システムが導入されていない施設は原則として電話による予約を可能にする。(地域センター、小平元気村おがわ東、高齢者館)

### (4) 利用者意見を反映する仕組みづくり

#### 【方向性】

施設利用における課題点の発見、利用方法の改善、サービス水準の確認を行うため、利用者の意見を定期的集める仕組みをつくります。

また、新たな取組を実施する際や施設を設置する際などは、事前に利用者ニーズを把握し、“費用対効果”の視点からの確かなサービスの提供に努めます。

#### ■具体的取組

- ・公共施設利用者アンケートを実施する。(各施設)※改革推進プログラムNo.20-3(図書館)
- ・学校施設修繕事業において市民意見を反映する。※改革推進プログラムNo.20-2
- ・モニタリング(継続監視)手法を活用する。※改革推進プログラムNo.61

## 2 既存施設の有効活用

### 【基本方針】

設置目的に沿った利用者の利用機会を確保しつつ、“施設を無駄なく利用する”という視点に立ち、現在貸し出し対象となっていない部屋、附帯設備、あるいは公用財産についても、可能な限り活用を図ります。

また、市民の利用促進を図るだけでなく、行政も地域に点在する公の施設を行政サービスの提供拠点としてとらえ、庁内の連携、協力を深めながら、積極的に活用していきます。

### (1) 利用実績等の把握

#### 【方向性】

施設の現状を把握するため、各種施設の利用実績などを定期的に調査するとともに、市民に分かりやすく示していきます。また、利用実績だけでは実態が十分に把握できない施設については、他の実績情報などを合わせながら示すようにします。

#### ■具体的取組

- ・施設の実態を分かりやすく示す「施設白書」を定期的に発行する。
- ・各施設の利用実績を比較分析できるように、利用報告書の書式を見直す。
- ・公の施設に対する評価を実施する。※改革推進プログラムNo.21

### (2) 未利用部分の活用

#### 【方向性】

公の施設の中で現在貸し出し対象となっていない部分、部屋、敷地等について、施設の管理運営上支障が出ないようにしながら積極的な活用を図ります。

#### ■具体的取組

- ・地域センター、小平元気村おがわ東の壁面等を利用した作品展示など、施設の共用部分の貸し出しを可能にする。
- ・中央図書館視聴覚室等の貸し出しを可能にする。※改革推進プログラムNo.4-3

### (3) 開館日・開館時間の拡大

#### 【方向性】

利用者ニーズを把握しながら利用実績等に基づく費用対効果の視点を踏まえ、施設ごとに開館日・開館時間の拡大について判定を行います。

#### ■具体的取組

- ・ 現在開館日、開館時間の拡大が予定されている施設は具体的には無いが、今後も利用実績の動向等を確認しながら、開館日、開館時間の最適化について検討を継続する。
- ・ 指定管理者制度へ移行できる施設については、移行に合わせて開館時間等の拡大を検討する。

### (4) 施設を活用した行政サービスの提供

#### 【方向性】

行政サービスを効果的、効率的に提供するという点から、本来の施設目的に支障のない範囲で、公の施設を活用した事業展開を進めます。

#### ■具体的取組

- ・ 公民館主催の講座や映画会を学校、高齢者施設等で実施する。※改革推進プログラムNo.4-2
- ・ 下水道館の特別展示室を東京都下水道局主催のイベント会場として活用する。※改革推進プログラムNo.55-2

### (5) 目的外使用許可の柔軟化

#### 【方向性】

複合施設においては、施設内の活動の活性化を支援するため、本来の使用目的に支障が無い範囲で柔軟な利用を可能にします。

利用者に対するサービス向上あるいは地域の活性化に寄与するなど、市の政策に合致する使用については、目的外利用や活動拠点としての活用をできる限り認めます。

#### ■具体的取組

- ・ 障害者福祉センター、あおぞら福祉センターの施設について、一般への貸し出しを促進する。
- ・ 小平元気村おがわ東内の青少年センターの休館日の活用を検討する。
- ・ 施設利用者に対するサービス向上のため、飲食サービス提供者（団体）への使用許可を検

討する。(小平元気村おがわ東)

## (6) 公用財産の有効活用

### 【方向性】

公用財産については、行政が事務又は事業を執行するために直接使用することが本来の目的ですが、近隣の貸出施設で対応できない場合（利用目的、施設機能、空き状況など）、業務に支障が無く、情報やセキュリティ面での安全性が確保できる範囲において、費用面を考慮しながら一般への貸し出しを検討します。

### ■具体的取組

- ・庁舎、東部・西部市民センターの建物内壁面等の活用を検討する。
- ・庁舎南側芝生広場について、乳幼児を中心とした使用のための検討を行う。
- ・庁舎等の会議室の市民開放については、施設の構造上セキュリティ対策面での課題が多い。また、公民館、福祉会館といった公の施設が近接している状況などから、現状として実現は困難であるが、引き続き検討を行う。

## (7) 学校施設の有効活用

### 【方向性】

学校施設も公の施設の一つとしてとらえ、学校教育に支障が無く、安全面が確保される範囲で利用の拡大、利便性の向上を図るとともに、世代間交流の場となるような活用を進めます。

### ■具体的取組

- ・教室部分に入らずに利用できる附帯施設（陶芸窯など）について、地域への開放を進める。
- ・特別教室の利用開放を検討する。
- ・地域のサークルなどが、児童・生徒と一緒に学校施設を活用できるような体制を整える。
- ・学校施設の改築、建替えの際は、地域への開放が進むような構造を取り入れる。

## (8) 駐車場の有効活用

### 【方向性】

公共施設の駐車場については、利用者の適正化、利用者負担の適正化、資産としての有効活用などの観点から、有料化に関する検討を進めます。

#### ■具体的取組

- ・ 駅至近のルネこだいら西側駐車場、中央公園駐車場の有料化を検討する。
- ・ その他の公共施設の駐車場の有料化における課題整理を行う。

### (9) 隣接市との相互利用の推進

#### 【方向性】

相互利用によるメリット、デメリットを整理しながら、相互利用の促進について検討を進めます。

#### ■具体的取組

- ・ 相互利用の推進。※改革推進プログラムNo.64

## おわりに

---

今回の有効活用方針には示されていませんが、今後は施設の維持管理などに利用者が関わる仕組みをつくることも大切なことです。具体的には、施設周囲の植栽の管理を利用者に手伝ってもらったり、施設の一斉清掃などに参加してもらうことなどが考えられます。

こうした活動によって、公共施設が地域の資源として、より身近なものとなり、施設に対する愛着を深めてもらうことにつながると思われます。その結果、より快適に、より長く施設が維持され、そして1人でも多くの人が施設に集うようになっていくことが期待されます。

### III 参考資料（方針策定までの経緯）

#### 1 小平市公共施設等市民会議の設置（平成 17 年度）

##### (1) 市民会議の概要

公共施設等市民会議は、小平市の公の施設その他の行政財産の有効活用に関する方針を策定するにあたり、広く市民の意見を反映させるため設置したものです。

設置期間は平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月までで、その間 8 回の会議を開催し、会議における市民意見については、「小平市公共施設等市民会議報告書（市民意見集）」として公表されています。（※希望者には 1 冊 1 千円で販売も行っています。）

なお、会議のメンバーは全て公募によるもので、人数制限はありません。

##### (2) 会議内容

回	実施日時	内容	出席数
第 1 回	H17. 10. 15（土） 10:00～12:00	会議の運営方法 小平市の公共施設の現状について	20 人
第 2 回	H17. 11. 19（土） 10:00～12:00	施設ごとの課題について 課題の整理	14 人
第 3 回	H17. 12. 17（土） 13:00～15:00	利用の制限、利用方法について	13 人
第 4 回	H18. 1. 21（土） 10:00～12:00	使用料、減免制度について	13 人
第 5 回	H18. 2. 18（土） 13:00～15:00	施設に求められる機能 基本的サービスと付加的サービス	13 人
第 6 回	H18. 3. 18（土） 10:00～12:00	指定管理者制度について 報告書素案に対する修正等	19 人

※出席者には事務局の人数は含まれません。

#### 2 庁内検討会の設置（平成 18 年度）

平成 18 年度には施設の関係課職員を集めた庁内の検討会を設置し、市民会議の意見を踏まえながら、検討を進めました。

##### (1) 検討会の構成

検討会のメンバーは、以下の 14 課の係長または課長補佐職の職員。（事務局担当の行政経営課を除く）

企画政策部政策課    総務部総務課    財務部財政課    財務部契約管財課  
市民生活部地域文化課    次世代育成部児童課    次世代育成部青少年男女平等課  
健康福祉部高齢者福祉課    健康福祉部障害者福祉課    教育部教育庶務課  
教育部生涯学習推進課    教育部体育課    教育部中央公民館    教育部中央図書館

(2) 検討内容

回	実施日時	検討内容
第1回	H18. 12. 12 (火) 10:00~12:10	方針策定のねらい・今後の検討内容について
第2回	H19. 1. 11 (木) 9:30~12:00	利便性の向上・取消料のあり方について
第3回	H19. 1. 31 (水) 13:30~16:00	申請手続・施設等の有効活用について
第4回	H19. 2. 14 (水) 13:30~16:00	既存施設の有効活用について
第5回	H19. 2. 23 (金) 9:30~12:00	管理運営体制について
第6回	H19. 3. 16 (金) 9:00~12:00	施設使用料の見直し・利便性の向上について
第7回	H19. 3. 28 (水) 13:00~16:00	方針案に対する意見調整
第8回	H19. 4. 17 (火) 14:00~16:45	方針案に対する意見調整

<参考>

■小平市行財政再構築プランにおける公共施設関連の取組み

方針	方策	改革推進プログラム
地域協働の推進	地域協働の基盤づくり	[No. 4] 市民活動の場所と場の提供 [No.4-2] 地域に根ざした公民館事業の展開 [No.4-3] 図書館施設の提供
	地域協働の仕組みづくり	[No.7-3] 協働事業の推進（市民との協働による校庭や体育館の開放）
PDCAサイクルの構築	評価体制の構築	[No.20-3] 施設修繕事業に関するアンケート調査の実施 [No.20-4] 利用者アンケート調査の実施 [No. 21] 公共施設評価の実施
執行体制の再構築	公共施設のマネジメント	[No. 54] 施設の総合的計画管理体制の構築 [No.55-2] ふれあい下水道館の有効活用 [No. 56] 施設のあり方の検討
	行政サービス提供主体の見直し	[No. 59] 指定管理者制度の導入 [No. 61] モニタリング（継続監視）の仕組みの検討
	広域連携の推進	[No. 64] 近隣市及び特定分野における広域連携の推進

発行 小平市企画政策部行政経営課  
 電話番号 (042) 346-9756 (直通)  
 電子メール gyoseikeiei@city.kodaira.lg.jp